

## 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

（特定認定長期優良住宅以外）

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

（特定認定長期優良住宅）

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋（      年      月      日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 }）がこの規定に  
該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋所在地	
取得の原因	

年 月 日

佐賀県神埼市長

印